

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008函第36号	
事故等名	漁船第八鶴寿丸モーターボートゆたか衝突	
発生日月時刻	平成20年10月21日16時10分ごろ	
発生場所	日和山灯台から真方位270° 11.6海里付近 (概位北緯43° 14' 32"、東経140° 44' 56")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月5日、13日及び23日函館・地方事故調査官が両船船長の 事故発生時の状況等についての回答書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 漁船登録番号 船舶所有者等	A 漁船 第八鶴寿丸 4.97トン HK3-83592 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B モーターボートゆたか 5.22m 200-43140 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 船首右舷外板に擦過傷 B 船首側金属製アンカーロープ用フェアリーダー、ハンドレールに曲損	
事故等の経過	A船は、北海道余市町出足平漁港を出港し、さけ刺し網漁の目的で、南方に向け約3knの速力で投網しながら進行中、B船は同町余市河口漁港を出港し、船首を東に向け漂流して遊漁中、平成20年10月21日16時10分ごろ、A船右舷船首部とB船船首部とが衝突した。 当時の天候は晴で、風・波はほとんどなく、視界は良好であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、船尾方を向いて投網作業中、衝突直前までB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船首を東に向け漂流して釣りをを行い、釣果に気をとられて衝突直前までA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が投網作業を、B船が釣りを行っていたところ、両船が接近していることに気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	